

Ⅳ第四「中国史籍における倭人風俗」は「魏志倭人伝」以下の中国史書にみえる倭人の風俗記事の綿密な批判である。

Ⅴ「折口学と芸能史」では、釈超空・折口信夫の学問を芸能史を中心に取上げた評論である。折口の学問について書かれたものは多いが、これは一步距離を置いた視点から、歴史家の眼で折口の学問をふりかえっている。芸能史のみに留まらず、その特質と課題を記している。折口門下の一人として師事された著者の筆は、折口学の性格と問題を適確に浮彫りにしている。折口門下への厳しい提言も行われている。

上田正昭氏の学問は、折口信夫の学風と共に津田史学・西田文化史学の三本が主要な骨組をなしているように見受けられる。前の論文集では津田史学批判が試みられていたが、第二論文集である本書が折口学の評論で締めくくられていることは、上田氏の学問をうかがう上でも興味深いものである。

以上、不十分な感想に終ったが、本書は近年の古代史学における最も幅の広い業績であり、著者は学界の問題点に常に敏感であるだけに、学界の論争点にもふれるところが多く、古代史専攻外の人々にも現在の古代史学・古代思想史学の水準を知るために推奨できるものである。

(A5判 五〇八頁 昭和四三年一月 塙書房刊 定価 二六〇〇円)

(滋賀県立八幡高等学校教諭)

佐伯 富著

中国史研究第一

衣川 強

著者佐伯教授は、本書の「はしがき」にも述べておられるように、昭和十年に京都帝大の東洋史学科を卒業され、以来所謂京都学派の時代区分でいう中国近世史を主要課題とされて研究に従事して来られたのである。近世とは五代・宋から清朝の後半まで含む長い時期であるが、本書にも収められているように、佐伯教授の研究領域は、宋と清を中軸にしてその他の王朝に及んでいる。

これは、教授が常々いわれていることであるが、どこかの時代を把握して、そこから古くへ遡るか、新しきへ進むかすることが一つの歴史研究のやり方であるという観点に立たれたことである。例えば、教授の大著『清代塩政の研究』は、中国の塩専売は非常に複雑であつて、いきなり、宋とか元とか、あるいは明とかの塩政と取り組んでも、まず解決されない部分が多すぎるであろう。

ところが清朝の塩政ということになれば、現代との隔たりが他の近世諸朝の場合より比較的短く、資料も豊富であるので、かなり塩政の実像を把握できるであろうという見通しで、この大著を著わされたものと思われる。このようなことから、ある問題は清から遡行し、ある課題は宋から下降し、終局的には中国近世の諸般の歴史現象を解明されようとしておられるのが、佐伯教授の研究方法であろうと推察するのである。とりわけ、宋代史研究におけ

る教授は、最近も数多くの著書があるように、多くの研究業績を残され、我が国の第一線に立っておられる。宋代史研究に限って言えば、宋代が所謂近世的独裁君主制の確立期に当たるといふ立場から、君主の独裁権がいかに形成確立されて行ったかという点に焦点をしばられ、制度・財政などの面から接近を試みられるかわら、膨大な宋代史関係の資料を整理され、数多くの索引・資料集の類を出版されている。筆者も、こうした佐伯教授の一研究分野である宋代史を専攻するもので、教授から測り知れない指導と影響を受けた者の一人である。佐伯教授の論文集『中国史研究第一』を书评せよとの求めを、臆面もなく受けたものであるが、恐らく「盲蛇におじず」のそしりをまぬがれないであろう。ただ、若い者として、感じるままを述べることによって責めを塞ぎたい。

本書には、著者が中国史研究にたずさわられるようになって、はじめて発表された論文から、つまり昭和十三年から昭和三十三年までの間に発表された論文十九篇と雑録として二篇の短篇が附されている。以下、順を追って紹介して行くのであるが、先にも述べたように、筆者には明・清の論文を紹介批評することは全く不可能であるので、宋代関係の論文についてのみ、紹介傍々感想めいたものを述べることにしたい。

一、宋代の皇城司について。二、宋代走馬承受の研究。この二篇は、共に副題「——君主独裁権研究の一齣——」が附せられていのように、近世君主独裁権の形成を、宋代の官制上の側面から明らかにせよとするものである。皇城司は主として国都一帯を、走馬承受は国都から離れた諸地方を、という具合に管轄地域を別にしてはいるのであるが、要するに両者とも、皇帝の密偵、

監察の役目を担当していた。これら二つの機関が直接皇帝に諸般の報告を行い、しかも急速且つ秘密裡に情報を皇帝に伝えた。そのため、官僚や軍隊は、二つの秘密牒報機関の活動を極力恐れ、官僚・軍隊の綱紀の維持に役立つばかりか、この機関を利用して皇帝の権力が伸長したと述べておられる。小節の立て方からもわかるように、宋会要や統資治通鑑長編など多くの資料を縦横に駆使されて、起源・職掌・組織・実際の活動などを実証的に明確にされている。ただ、こういう監察機関の活動が、ただちに皇帝権力の拡張であり、君主独裁権がこれらの機関によって維持されたように論じておられる部分があるが、例えば走馬承受は建炎末年に自然消滅しているのに、その後百年以上にもわたって、まがりなりにも宋朝が存在し、宋朝の皇帝が君臨している。もし、これらの監察機関が皇帝権を維持する大きな柱であれば、その機関の消滅と共に皇帝も滅ぶことになる。もちろん、独裁専制君主にとって秘密牒報機関は必要であったが、それが皇帝権に対してキャスティングヴォートを握るようなことはなかったのではないか。皇帝は政治を遂行して行く上で、一般の官僚をあまり信用しなかつたと説かれている。しかし、歴代、若干の例外を除いて、皇帝が官僚を完全に信頼したことはないのではなからうか。そして、それを埋め合わせるもの一つとして牒報機関が存在するのであるが、牒報機関が皇帝と官僚・軍隊を結びつけたとはいひ切れないように思われる。むしろ、両者の間に介在する一種の共生関係、つまり互いに互いを利用し合うことによって、皇帝と官僚が構成する近世的國家体制が存続したのではなからうか。

三、塩と中国社会。塩が人間の生活にとつていかに重要なもの

であるか、については今さらいうまでもないが、中国においては国土の広さに比べて海岸線が短かく、また内地に産する塩もその産地が限定されていたから、民衆にスムーズな塩の入手を可能にすることが、中国歴代の君主の重要な仕事であった。しかし日常生活の必需品であるため、誰もが塩を買い入れなければならぬ。このことに目をつけた多くの為政者が、塩の専売によって国家の収入を拡大することを計った。とりわけ近世の各王朝では、塩の専売による収益は国家財政の大黒柱となっていたのである。

このような中国史上に際立つ特徴を示している塩の専売について、古く先秦の頃から民国に至るまでの歴史事実を考証され、あわせてその歴史上における意義を明らかにされたのが、この論文である。しかも、単なる塩の専売に関する研究ではなく、広く歴史現象の全般にわたっており、その内容は経済史から出発して、中国史全般に及んでいる。まさに本書に収められた論文中の庄巻である。当然のことながら著者佐伯教授の専門分野である中国近世の歴史が、内容の主要部分を占めているが、塩を主題として近世史に肉迫し、一つの歴史解釈を打ち立てられたといっても過言ではない。

四、明代の粟法——明代塩政の一齣——。五、清代における塩の専売制度。六、清代における塩業資本について。七、清代咸豐朝における淮南塩政。八、清代淮南塩販路の争奪について。以上五篇は著者が近世史研究を新らしい時代から遡行して進めようとした出発点と考えられる。論題から明らかなように、独裁君主制下の専売事業の位置を明確にし、そこから近世史を解釈せんとして、塩政の問題を採り上げられたのである。ただ既に述べたよ

うに、明清時代の歴史は筆者にとつては全く未知の世界であるので、題名を挙げるにとどめたい。

九、宋初における茶の専売制度。これも専売制度を通して近世の独裁君主制を考察せんとされるものである。宋代の茶の専売は大祖・太宗の二代の間に成立したのであるが、この短期間に種々の茶の専売方法が施行改廃された。それらの一つ一つについて多くの資料によって実証されている。そして、宋王朝が確固たる基盤を完成したのは太宗の時代であるが、茶の専売制もその完成を見たのが太宗の時であったと結ばれている。「茶の専売制度の成立過程を通して、宋国家確立の迹を見ようとした」と述べておられるが、やはり茶を通して宋代史を考えるのは不十分であるような感じがする。しかし、だからといってこの論文の価値を全く無視するということではない。複雑な近世史上の諸制度が、こうした地味な研究によって一つ一つ解明されていけば、そこには新しい歴史把握の展望が開けてくるはずであるから。

一〇、宋代の茶商軍について。茶商軍とは、南宋末期に現われた所謂義勇軍の一つで、茶を扱う大商人を中心にした民兵組織である。元来、近世の傭兵制によって生まれた軍隊は、数が多いが戦闘には弱いもので、民衆を守り、国家を防衛するような立派な軍隊は非常に少く、敵と戦えば必ず負けるばかりでなく、守るべき民衆にまで被害を及ぼすことが多々あった。南宋では、こうした政府の軍隊を信頼しない大商人が、みずからの財力で民兵を組織したが、この民兵は自分達の財産や家族を守るという精神上的緊張を保持していたので、正規軍よりはるかに強かったのである。茶商軍は茶商人が糾合した義勇軍であり、茶商軍の成立の裏面に

は、社会的経済的に大をなしていた茶商人の存在とその政治との結びつきなどが考えられる。以上のような論旨が展開されているのである。

一一、宋代における明礬の専売制度。明礬は染色・製革・飲料水の清浄等に用いられるが、宋代では染色用に用いられることがかなり多く、衣料が徐々に増えてその色柄に関心が集中すると、明礬の使用量も一段と増加した。これに目をつけた政府は、明礬を専売にして利益を挙げようとしたのである。著者はここでも多くの資料を駆使して明礬の用途、専売制の成立と崩壊の過程などを明らかにされている。なかで、茶・塩・明礬など、一連の専売制が施行された原因として、膨大な軍隊を養うための軍事費を捻出する必要があったためと指摘されているが、この指摘は正確である。概説書や教科書の類をみると、宋代の財政では、官僚と軍隊が多敵いたので、そのために支出部分の殆どがこれらを養うために使われたといわれているが、これは誤りである。筆者もこの点について若干の考察をしたことがあるが、宋代の財政を圧迫したのは、いつに軍隊の費用であることははっきりしている。今一つ、本論文中で指摘されている重要な点がある。それは豪商と政治もしくは官界との結びつきである。明礬の専売制においても旧法党が豪商らとの結びつきが強かったために、旧法党が政権を担当している時期には、専売法の施行もゆるめられたことなどを明らかにされている。官僚と商人との結びつきは、宋代史の中でも重要な問題を含むものである。官僚が、皇帝を中核とした支配階級を構成してはいるが、その経済的基盤を何に求めていたか、については、いまだに究明されていないのである。漠然と大土地

所有と商業活動あるいは商人との結びつきが述べられているが、さらにこれらの関係を明らかにする必要がある。宋代の官僚の俸給は、その支給額を数字の上からだけ見れば、歴代でも最高の額を示している。だからこそ、趙翼が廿二史劄記で官僚の俸給が厚く、宋朝の財政を圧迫する一つの原因であったといい、それに従った多くの学者があらわれたのである。しかし俸給は、現在でも同じであるが、支給額の多寡は問題ではなく、支給額の持つ価値が問題なのである。この点から考えると、まだ筆者は正確な資料や結論を持っていないが、必ずしも、俸給は官僚の生活を維持しうるに充分なものではなかったであろう。そうならば、官僚は俸給以外の収入を計らねばならない。だからこそ、一族の誰かの名義で田地を買ったり、商業活動に乗り出したりしている。そのほか、土地が官僚の生命線であるとかいわれたりしているし、所謂潤筆料などがとほうもなく高かったりしたのも、官僚達が収入を確保せんとしたことの現われであろう。したがって、賄賂の横行や、商人ら金持連中と官僚との結託も当然考えられることである。ただ本論文でも、その一端を触れられているにすぎないが、官僚社会の研究にとって重大な問題を提起されているにすぎないが、官僚

一一、宋代における重法地分について。宋代、刑法の運営はそれまでに存在した律に代って、皇帝の勅に沿って行われた。ところが同じ罪を犯しても、地方によって量刑が異なっており、政府の施政上の便宜に基いて重く罰する重法地分と、普通の常法地分とがあった。重法地分は全国の州軍の過半数を占め、全国的広がりを持っていた。また常法地分の中でも状況の変化によって重法が適用されることがあった。この重法地分の設定は、中世の儒教

的徳治主義の國家と、近世的な独裁專制主義の國家との性質の差を示すもので、独裁專制体制は威嚇主義で人民に臨んだものであり、さらに重法そのものに、新旧兩法党の性格も顯示されていた。以上のような論旨が展開され、こうした近世的な圧制的嚴罰主義の結果、中國民衆が法律に抵触しない限りで自らの快樂を追求し、政治に全く無関心になっていったと結ばれている。

一三、宋代雄州における緩衝地兩輪地について。宋代、遼と宋との國境線には、宋遼兩國に納稅服役の義務を負う人戸が存在する地域があり、さらに兩國の摩擦を回避するために、軍隊が駐屯しない土地すなわち緩衝地帯が設けられた。この兩輪地・緩衝地の例として雄州を取りあげられ、宋遼の國際關係を究明されたのがこの論文である。雄州は軍事上、交通上の要衝にあたり、しかも國境地帯に面していた上、兩輪地には多數の民衆が兩輪戸として生活していた。したがって、これらの民衆を介しての様々な偵察活動が行われたから、機密漏洩の防止という問題もあった。さらに経済的には、経済上の緩衝地帯の役目も与えられていた。これらのどれもが、遼を外交上の最も主要な相手という立場からとられた政策であったが、王安石の時代になると對西夏外交が主軸となり、對遼外交は、ともかく問題をおこさないことを眼目とした。宋では遼と西夏との連繫を最も恐れたので、兩輪地に関する政策も必然的にゆるやかなものであった。そして、中華思想で貫かれた中國の歴史は、宋代に至って、根本的に動搖させられて、東洋全体に新局面を招来したと述べておられる。

一四、宋代役法上より觀たる鄕州廢置問題。近世史では、都市の發達ということが一つの大きな特色であるが、宋代でも大いに

その發展がみられた。しかし、役法上から考えれば都市と郷村との間には大変な差別があり、役の負担が過重な郷村は大いに疲弊した。この郷村の疲弊没落に対し、役を軽減することが緊要な問題であったが、そのためには州県の併廃がなされなければならないという議論がおこり、王安石がこれを實施した。鄕州の廢止も熙寧五年に實施され、屬県の移管や格下げが行われて、數十万貫の費用が省かれた。こうした地方官庁の經費削減は、民衆の役の負担を、直接に軽減するものであった。しかし旧法党の時代になると州県は復興され、鄕州も復置された。この措置の背景には、都市の商人の動向がからんでいる。官僚達は実際には商業行為をしており、そこから商人との結びつきができる。商人は、都市の坊郭戸であつて役を免除されており、州県が復興されて費用が増加しつても、それを負担するのは郷村の郷戸であつて、商人達は何の被害も蒙らないばかりか、政商にまで成長した豪商にとつては、州県の復興によつて物資の需要がふえると、それだけ利益を得る機会が多かつた。そのため、結びついた官僚達を煽つて、州県の復活を画策させたのであり、この点からも官僚と商人の結びつきが明らかである。そして、政治が商人の手によつて左右されること、また、さまざまな利益が大商人に集中し、農村がとりのこされて貧富の懸隔が大きくなり、中流階級が没落して、不堅実な社会様相を呈すること、などは近世社会の特色であると述べておられる。

本論文中、一番興味を引くのは、官僚が商業行為や、土地所有によつて營利行為をしていたという指摘である。筆者も常々考えていることであるが、先述のように俸給収入が、まず官僚達の生

活を充分に満足した状態にさせ得ないと考えられるから、当然、官僚は他に収入の途を探さなければならぬ。近世という時代を考慮すれば、それは結局、商業や土地所有ということになつてしまふ。したがつて、単に官僚と商人の結びつきだけでなく、官僚としての地位・商業行為・大土地所有の三つを三角形の三角のようによつて考え、三つそろつて三角形、つまりここでいう官僚そのもののものであるが、これを形成しては、という風に考えてみる必要があるのではないかと感じるのである。

一五、王安石の淤田法。近世の特色の一つとして、中国の周辺民族の民族的自覚が起り、国家を建設して、中国王朝と対抗することがあげられる。その結果、中国では多数の軍隊を辺境に配置しなければならず、そこに軍隊の食糧の補給という問題が出てくる。王安石が新法の一環として行つた淤田法も、軍糧を東南の穀倉地帯に仰いで、多くの費用を使用し、しかも輸送の途絶を心配するより、軍隊のいる地方で自給自足させることを目的として行われた。淤田法は、例えば黄河の水を田地に流入させ、河水に含まれる栄養豊かな泥土を沈澱させ、それで田土を肥沃にして、生産力を増加させるという方法で、その効果は大いであつた、と論証されている。

一六、宋代の坐倉。宋では辺境の軍隊に与える糧食は、大体において東南諸路から送られたが、その運送に要する費用は莫大な額に登つた。一方、糧食は兵士一人一人に支給されるが、その支給糧はかなり多かつたので、兵士やその家族が消費しても、なお余りが出るのであつた。この余糧を兵士が要求した場合に政府が買い上げる制度が坐倉である。もともと、兵士や下級官吏の余

糧は、そのまま放置しておく、商人に安く買い叩かれてしまい、米を大量に手に入れた商人が米価の市場操作をすることになる。そこで、仁宗の頃から坐倉の方法が行われていたが、王安石の時に、法制化され、しかるべき価格で、現銭で買い上げることになつた。これには別に一つの利便がある。それは東南から高い運送費を支払つて不要なまでに糧食を支給することをやめ、必要量だけ送つて、余糧を産米地に置いておけば、それだけ輸送費の節減になる。余糧を少々高く買い上げても、十分に輸送費を節減した分で補えるということである。さらに、今一つの要点は、米価の調節ということであつた。こうした坐倉法は旧法党の時代になつても継承されたが、やがてこの制度が悪用されたのは、その他の多くの政策と同様であつた。以上のように、詳細な資料の検討を行われながら、坐倉の制度を究明されているのである。

俸給の一部を現金化して支給することは、単に兵士や下級官僚だけでなく、地方の文官にも行われたことであるが、このような現金支給は、やはり歴史的に重要な意味を持つていたのでなかろうか。それは貨幣経済の浸透、普及ということである。官僚や兵士が、現物支給と同時に、現金支給を望み、政府の方でもそれに応じたこと、とくに辺境の軍隊の兵士にまで、現金支給が行われたことは、宋朝の全域にわたつて、貨幣経済が普遍化していたことになる。また北宋の初めから、所によつて銀を支給したこともあつて、銅銭と銀との貨幣としての価値の問題、その流通の問題など、経済上における坐倉の制度は、単に余糧を現金化しただけににとどまらないほど重要な問題を含み、さらに発展しうる問題であるように思われるのである。

なお、本論文中、新法党の政策は、各個独立したものでなく、それらが有機的に連関して、その機能を果すようになっていたことを指摘されている。これは、研究上、大切なことではないかと考える。従来の新法の研究が、ともすれば、新法の一つ一つをとり出して論証を行うような型をとっているが、それでは新法を充分に把握できないのではないかと恐れていた。王安石が秀れた政治家であつたかどうかの評価は別として、少くとも、あれだけ多くの政策を短期間に、次々と施行して行ったのであるから、すべての政策が、どこかで結合されていなければ嘘である。著者の指摘通り、新法の全体を有機的に結びつけているものに着目した新しい新法の研究が行われることを期待したい。

一七、宋代の三泉県について。宋代の県は鎮を統轄して、州に所属することを建前としているが、三泉県・西県・劍門県の三県だけは、政府の直轄であつた。これは三県とも、漢中より四川に至る交通・軍事上の要衝に位置し、これを制すれば、容易に四川を制することは歴史上の諸事実からも明らかである。軍隊は州に駐屯するのであるが、三泉県は県でありながら軍隊も駐屯し、その知県は有能な人物が特に選ばれているのも、右の事実を証明している。しかし、四川の経済上・軍事上・地理上の重要性と、その独裁君主制とかかわりについては、今後の研究を進める必要がある。以上のように、三泉県を宋朝政権が重視した事を明らかにされて、さらに問題提起を行われているのである。

一八、明清時代の民壯について。一九、冰窟。二〇、雜錄、宋代四川の茶法・清代の塩法。以上の三つについては省略する。

右は、中国史研究第一の宋代関係の論文について紹介をかねて、若干感想めいたものを述べたのである。要するに、近世の君主独裁制がいかに成立し、いかなる内容を持っていたか、という問題を、制度上・経済上など各方面から究明せよとするのが著者佐伯教授の研究方法ではないかと思う。各論文が、広範囲に、かつ詳細に多数の資料を蒐められ、それぞれ、歴史的意義・起源と沿革・発展の様相・社会への影響などについて節を分けて論証されている。その実証主義的な手堅い方法に敬意を表するのである。ただ若干資料中のテクニカルタムをそのまま行論の途中で用いられているのは、論旨の理解を難かしくしていると思われるのである。浅学非才の身を顧みず、感じたことを練り上げもせず書き連ねたが、著者の意を十分汲みとれず、あらぬ方向で記したことが多いことを心より恐れるのである。

「宋代の坐倉」でも、少し触れたが、まだまだ発展する課題が多く提起されたものが多いし、近世史の把握のためにも、もっと究明を必要とする問題が山積しているように思われる。著者が益々ご健勝に、ご研究を進められることを祈ってやまない。

なお、はしがきに著者が述べておられるように、多難な時の出版物のためか、校正ミスがかなりあるが、それは読者が注意すれば問題がないので、一一指摘しない。盲蛇におじずの評を恥じると共に、著者のご寛恕を乞う次第である。

(A5) 判六八〇頁 昭和四四年五月 東洋史研究会刊 定価三八〇〇円)

(京都大学人文科学研究所助手)